前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の改正について

令和2年9月1日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例

前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年前橋市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第42条第4項を次のように改める。

- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないことができる。
  - (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定 地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認 定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地 域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・ 保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供される よう必要な措置を講じているとき。
  - (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保 が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)。

第42条第5項各号列記以外の部分中「前項」の次に「(第2号に係る部分に限る。)」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。